

香川県情報公開条例施行規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 香川県規則第44号

香川県情報公開条例施行規則等の一部を改正する等の規則

(香川県情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県情報公開条例施行規則(平成12年香川県規則第148号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の減免)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 知事又は病院事業の管理者は、前項第1号から第4号までに掲げる場合に該当すると認めるときは、閲覧し、又は視聴する場合の手数料については免除し、写しの交付を受ける場合又は別表第1の左欄に掲げる方法により公開を受ける場合の手数料については1件の行政文書につき200円を減額し、条例別表第2の5の項の知事が定める方法により公開を受ける場合の手数料については知事が定めるところにより減額するものとする。</p> <p>3 知事又は病院事業の管理者は、第1項第5号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行政文書の公開に係る手数料を免除するものとする。</p> <p>第12条 条例第17条第1項ただし書の規定により手数料の減免を受けようとするものは、行政文書の公開を受ける時までに、行政文書公開手数料減免申請書(第12号様式)を知事又は病院事業の管理者に提出しなければならない。この場合において、知事又は病院事業の管理者は、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証する書類の提出を求めることができる。</p> <p>2 知事又は病院事業の管理者は、行政文書公開手数料減免申請書の提出があったときは、承認又は不承認の決定を行い、当該提出をしたものに対し、行政文書公開手数料減免承認通知書(第13号様式)又は行政文書公開手数料減免不承認通知書(第14号様式)により通知するものとする。ただし、第4条第1項ただし書に規定する場合において、当該行政文書の公開に係る手数料の減免を承認するときは、口頭により通知することができる。</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 知事は、前項第1号から第4号までに掲げる場合に該当すると認めるときは、閲覧し、又は視聴する場合の手数料については免除し、写しの交付を受ける場合又は別表第1の左欄に掲げる方法により公開を受ける場合の手数料については1件の行政文書につき200円を減額し、条例別表第2の5の項の知事が定める方法により公開を受ける場合の手数料については知事が定めるところにより減額するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項第5号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行政文書の公開に係る手数料を免除するものとする。</p> <p>第12条 条例第17条第1項ただし書の規定により手数料の減免を受けようとするものは、行政文書の公開を受ける時までに、行政文書公開手数料減免申請書(第12号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証する書類の提出を求めることができる。</p> <p>2 知事は、行政文書公開手数料減免申請書の提出があったときは、承認又は不承認の決定を行い、当該提出をしたものに対し、行政文書公開手数料減免承認通知書(第13号様式)又は行政文書公開手数料減免不承認通知書(第14号様式)により通知するものとする。ただし、第4条第1項ただし書に規定する場合において、当該行政文書の公開に係る手数料の減免を承認するときは、口頭により通知することができる。</p>

行政文書公開手数料減免申請書

年 月 日

香川県知事 殿  
（香川県病院事業管理者、出先機関の長）

申請者 住 所  
 (〒 )  
 氏 名  
 (団体にあっては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( ) —

年 月 日付で行った行政文書の公開請求（公開の申出）に関し、その全部又は一部が公開される行政文書について、香川県情報公開条例第17条第1項の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。

公開請求に係る行政文書の内容等	
手数料の減免を申請する理由  (請求の目的、利害関係の内容等について具体的に記入してください。)	(香川県情報公開条例施行規則第11条第1項第 号該当)
備 考	

※事務担当課等	
※受付年月日	年 月 日

注 ※欄は、記入しないでください。

行政文書公開手数料減免申請書

年 月 日

香川県知事 殿  
（出先機関の長）

申請者 住 所  
 (〒 )  
 氏 名  
 (団体にあっては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( ) —

年 月 日付で行った行政文書の公開請求（公開の申出）に関し、その全部又は一部が公開される行政文書について、香川県情報公開条例第17条第1項の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。

公開請求に係る行政文書の内容等	
手数料の減免を申請する理由  (請求の目的、利害関係の内容等について具体的に記入してください。)	(香川県情報公開条例施行規則第11条第1項第 号該当)
備 考	

※事務担当課等	
※受付年月日	年 月 日

注 ※欄は、記入しないでください。

第13号様式 (第12条関係)

(日本工業規格A列4番)

行政文書公開手数料減免承認通知書

年 月 日

様

香川県知事 印  
(香川県病院事業管理者、出先機関の長)

年 月 日付で申請のありました行政文書の公開に係る手数料の減免  
については、次のとおり承認します。

手数料の減免の承認 に係る行政文書	
減免する内容	
事務担当課等	電話番号 ( ) —

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

第13号様式 (第12条関係)

(日本工業規格A列4番)

行政文書公開手数料減免承認通知書

年 月 日

様

香川県知事 印  
(出先機関の長)

年 月 日付で申請のありました行政文書の公開に係る手数料の減免  
については、次のとおり承認します。

手数料の減免の承認 に係る行政文書	
減免する内容	
事務担当課等	電話番号 ( ) —

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

行政文書公開手数料減免不承認通知書

年 月 日

様

香川県知事 閣  
（香川県病院事業管理者、出先機関の長）

年 月 日付けで申請のありました行政文書の公開に係る手数料の減免については、次の理由により承認できませんので通知します。

手数料の減免申請に係る行政文書	
不承認の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事（香川県病院事業管理者）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

注 この処分に苦情があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てとは別に、香川県知事（香川県病院事業管理者、出先機関の長）に対して苦情の申出を行うこともできます。

行政文書公開手数料減免不承認通知書

年 月 日

様

香川県知事 閣  
（出先機関の長）

年 月 日付けで申請のありました行政文書の公開に係る手数料の減免については、次の理由により承認できませんので通知します。

手数料の減免申請に係る行政文書	
不承認の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

注 この処分に苦情があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てとは別に、香川県知事に対して苦情の申出を行うこともできます。

(香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則(平成17年香川県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務の委任)</p> <p>第11条 県が所有し、又は管理する土地のうち病院事業の管理者、教育長又は警察本部長が所管するものに放置自動車がある場合の次に掲げる事務は、<u>病院事業の管理者、教育長又は警察本部長に委任する。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第11条 県が所有し、又は管理する土地のうち教育長又は警察本部長が所管するものに放置自動車がある場合の次に掲げる事務は、教育長又は警察本部長に委任する。</p> <p>(1) 条例第5条第1項の規定による警告書のはり付け及び調査</p> <p>(2) 条例第6条第1項の規定による移動及び保管</p> <p>(3) 条例第6条第2項の規定による通知及び公示</p> <p>(4) 条例第7条第1項の規定による勧告</p> <p>(5) 条例第7条第2項の規定による命令</p> <p>(6) 条例第9条の規定による処分</p>

## 警 告 書

この自動車の所有者等（自動車の所有権、使用权若しくは占有権を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいいます。）は、至急、この自動車を撤去してください。

この警告書をはり付けた日の翌日から起算して14日を経過した日までに撤去されない場合は、香川県放置自動車の処理に関する条例の規定に基づき、県において処分することがあります。この場合には、この自動車の所有者等に対し、処分に要した費用を請求することがあります。

なお、この自動車の所有者等に心当たりのある方は、下記まで連絡してください。

警告書はり付け日 年 月 日

香 川 県 知 事  
 (香川県病院事業管理者)  
 香川県教育委員会教育長  
 香川県警察本部長

連絡先

## 警 告 書

この自動車の所有者等（自動車の所有権、使用权若しくは占有権を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいいます。）は、至急、この自動車を撤去してください。

この警告書をはり付けた日の翌日から起算して14日を経過した日までに撤去されない場合は、香川県放置自動車の処理に関する条例の規定に基づき、県において処分することがあります。この場合には、この自動車の所有者等に対し、処分に要した費用を請求することがあります。

なお、この自動車の所有者等に心当たりのある方は、下記まで連絡してください。

警告書はり付け日 年 月 日

香 川 県 知 事  
 (香川県教育委員会教育長)  
 香川県警察本部長

連絡先

第2号様式 (第4条関係)

(表面)

8センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写  
真

所 属

職 名

氏 名

生年月日      年 月 日

香 川 県 知 事      印

( 香川県病院事業管理者  
香川県教育委員会教育長  
香川県警察本部長 )

6センチメートル

上記の者は、香川県放置自動車の処理に関する条例第5条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

(裏面)

香川県放置自動車の処理に関する条例 (抜粋)

(警告書のはり付け及び調査)

第5条 知事は、次に掲げる場合は、その職員に、放置自動車の撤去を促すための警告書 (以下「警告書」という。) を放置自動車の見やすい箇所にはり付けさせるとともに、放置自動車の所有者等及びその所在、状態その他の事項について調査をさせることができる。

- (1) 県が所有し、又は管理する土地に放置自動車があるとき。
- (2) 特に良好な景観の維持を図るべき地域として規則で定めるものに放置自動車がある場合であって、その放置されている場所の土地を所有し、又は管理する者から当該放置自動車の処理の要請があったとき。

2 前項の規定により調査をする職員は、放置自動車の車外からの調査では当該放置自動車の所有者等又はその所在が判明しないときに限り、同項の調査に必要な範囲内で当該放置自動車の車内に立ち入ることができる。この場合において、当該放置自動車が施錠されているときは、これを解除することができる。

3 第1項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則 (抜粋)

(事務の委任)

第11条 県が所有し、又は管理する土地のうち病院事業の管理者、教育長又は警察本部長が所管するものに放置自動車がある場合の次に掲げる事務は、病院事業の管理者、教育長又は警察本部長に委任する。

- (1) 条例第5条第1項の規定による警告書のはり付け及び調査

第2号様式 (第4条関係)

(表面)

8センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写  
真

所 属

職 名

氏 名

生年月日      年 月 日

香 川 県 知 事      印

( 香川県教育委員会教育長  
香川県警察本部長 )

6センチメートル

上記の者は、香川県放置自動車の処理に関する条例第5条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

(裏面)

香川県放置自動車の処理に関する条例 (抜粋)

(警告書のはり付け及び調査)

第5条 知事は、次に掲げる場合は、その職員に、放置自動車の撤去を促すための警告書 (以下「警告書」という。) を放置自動車の見やすい箇所にはり付けさせるとともに、放置自動車の所有者等及びその所在、状態その他の事項について調査をさせることができる。

- (1) 県が所有し、又は管理する土地に放置自動車があるとき。
- (2) 特に良好な景観の維持を図るべき地域として規則で定めるものに放置自動車がある場合であって、その放置されている場所の土地を所有し、又は管理する者から当該放置自動車の処理の要請があったとき。

2 前項の規定により調査をする職員は、放置自動車の車外からの調査では当該放置自動車の所有者等又はその所在が判明しないときに限り、同項の調査に必要な範囲内で当該放置自動車の車内に立ち入ることができる。この場合において、当該放置自動車が施錠されているときは、これを解除することができる。

3 第1項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則 (抜粋)

(事務の委任)

第11条 県が所有し、又は管理する土地のうち教育長又は警察本部長が所管するものに放置自動車がある場合の次に掲げる事務は、教育長又は警察本部長に委任する。

- (1) 条例第5条第1項の規定による警告書のはり付け及び調査

(香川県立病院財務規則の廃止)

第3条 香川県立病院財務規則(昭和39年香川県規則第35号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。